

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営申合せ事項

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき協議会会議の運営等に関し、次のとおり申し合わせをする。

1 基本原則

本協議会は、会議を円滑に行うため下記事項について申し合わせをする。

2 議事の進行

議事は全会一致をもって進めることを原則とする。

3 協議会会議の定例開催

会議開催日及び開催時刻は、原則として、以下のとおりとする。

(1) 開催日 毎月第2木曜日及び第4木曜日とし、必要に応じて開催する。

(2) 開催時刻 午後1時30分から開催する。
ただし、必要に応じて変更する場合は別途調整する。
緊急止むを得ない場合は土・日曜日、夜間に開催することもある。

(3) 開催場所 大野原町中央公民館3階講義室

4 事前提案の原則

協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

5 傍聴の取扱い

会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

6 資料の取扱い

(1) 協議会資料は、会議資料と附属資料及び会議録に分類する。

(2) 会議録は、全文記録方式とする。

(3) 協議会資料は全て閲覧資料とし、傍聴者には会議次第のみ配布する。

(4) 協議会資料の閲覧場所は、合併協議会事務所並びに1市2町の合併担当課とする。

(5) 上記に定めるもののほか、資料の配布・閲覧については事務局長の判断による。